

※受理年月日	年月日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年月日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

(宛先)

年月日

滋賀県公安委員会

次のとおり、駐車監視員資格者講習を申し込みます。

申込者	本籍			
	住所	〒　一 電話 (　　)　－		
	(ふりがな)			
	氏名			
	生年月日	年月日生		
	勤務先その他 の連絡先	電話 (　　)　－		
	受講希望 年月日			
				写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)

実施	※受講年月日 (修了考査)	年月日から 年月日まで (　年　月　日)	※修了考査の結果	合・否
	※受講場所			
	※受講番号			

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申込前6月以内に撮影した無帽（申込者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。



キャッシュレス決済用

(裏面)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ・ 拘禁刑（懲役及び禁固刑を含む。）以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者